

障害者雇用促進及び職業リハビリ（再活）法（略称：障害者雇用法）

[施行 2018. 10. 16]

[法律第 15851 号、2018. 10. 16、一部改正]

雇用労働部（障害者雇用課）044-202-7482

HP－法令 98

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、障害者がその能力に適合した職業生活を通じて人間らしい生活ができるように、障害者の雇用促進及び職業リハビリを図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律で使用する用語の意義は、次のとおりとする。 (改正 2010. 6. 4)

1. 「障害者」とは、身体又は精神上の障害により、長期間にわたって職業生活に相当な制約を受ける者として大統領令で定める基準に該当する者をいう。
2. 「重症障害者」とは、障害者のうち勤労能力が顕著に喪失している者として大統領令で定める基準に該当する者をいう。
3. 「雇用促進及び職業リハビリ」とは、障害者の職業指導、職業適応訓練、職業能力開発訓練、就業あっせん、就職、就職後適応指導等に関してこの法律で定める措置を講じ、障害者が職業生活を通じて自立することができるようにすることをいう。
4. 「事業主」とは、勤労者を使用して事業を行い、又は行おうとする者をいう。
5. 「勤労者」とは、「勤労基準法」第 2 条第 1 項第 1 号による勤労者をいう。ただし、所定勤労時間が大統領令で定める時間未満の者（重症障害者を除く。）は除く。
6. 「職業能力開発訓練」とは、「勤労者職業能力開発法」第 2 条第 1 号による訓練をいう。
7. 「職業能力開発訓練施設」とは、「勤労者職業能力開発法」第 2 条第 3 号による職業能力開発訓練施設をいう。
8. 「障害者標準事業場」とは、障害者雇用人員・雇用比率及び施設・賃金に関して雇用労働部令で定める基準に該当する事業場（「障害者福祉法」第 58 条第 1 項第 3 号による障害者職業リハビリ施設を除く。）をいう。

※大統領令（施行令）

（障害者の基準）

第 3 条

（1）法第 2 条第 1 号による障害者は、次の各号のいずれか一つに該当する者とする。

(改正 2009. 12. 31, 2017. 6. 27)

1. 「障害者福祉法施行令」第 2 条による障害者基準に該当する者
 2. 「国家有功者等優遇及び支援に関する法律施行令」第 14 条第 3 項（「報勲補償対象者支援に関する法律施行令」第 8 条により準用される場合を含む。）による傷痍等級基準に該当する者
- (2) 略

(重症障害者の基準)

第 4 条

- (1) 法第 2 条第 2 号による重症障害者は、次の各号のいずれか一つに該当する者とする。

(改正 2009. 12. 31, 2010. 7. 12, 2014. 6. 30, 2017. 6. 27)

1. 「障害者福祉法施行令」第 2 条による障害者基準に該当する障害者のうち雇用労働部令で定める障害等級以上に該当する者
 2. 「障害者福祉法施行令」第 2 条による障害者基準に該当する障害者のうち前号による障害等級より一段階低い障害等級に該当する者であって、脳病変障害者・視覚障害者・知的障害者・自閉症障害者・精神障害者・心臓障害者・呼吸器障害者・脳電症障害者(뇌전증장애인)〔てんかん?〕及び腕に障害がある身体障害者
 3. 「国家有功者等優遇及び支援に関する法律施行令」第 14 条第 3 項（「報勲補償対象者支援に関する法律施行令」第 8 条により準用される場合を含む。）による傷痍等級に該当する者のうち 3 級以上の傷痍等級に該当する者
- (2) 略

※上記施行令第 4 条第 1 項第 1 号の重症障害者の範囲は、施行規則第 2 条により、「第 2 級」以上と定められている。

(適用除外勤労者)

第 5 条 法第 2 条第 5 号ただし書きの「所定勤労時間が大統領令で定める時間未満の者」は、1 カ月の間の所定勤労時間が 60 時間未満の者とする。

(国家及び地方自治体の責任)

第 3 条

- (1) 国家及び地方自治体は、障害者の雇用促進及び職業リハビリに関し、事業主及び国民一般の理解を高めるために教育・広報及び障害者雇用促進運動を持続的に推進しなければならない。
- (2) 国家及び地方自治体は、事業主・障害者、その他の関係者に対する支援及び障害者の特性を考慮した職業リハビリ措置を講じなければならない。障害者の雇用促進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。この場合において、重症障害者及び女性

障害者に対する雇用促進及び職業リハビリを重視しなければならない。

(国庫の負担)

第4条

- (1) 国家は、毎年、障害者雇用促進及び職業リハビリ事業に係る費用の一部を一般会計で負担することができる。
- (2) 国家は、毎年、予算の範囲内で障害者雇用促進及び職業リハビリ事業の事務執行に係る費用を積極的に支援する。

(事業主の責任)

第5条

- (1) 事業主は、障害者の雇用に関する政府の施策に協力しなければならず、障害者が持つ能力を正当に評価し、雇用の機会を提供するとともに、適正な雇用管理を行う義務を有する。
- (2) 事業主は、勤労者が障害者であるという理由により、採用・昇進・転補〔配置転換〕及び教育訓練等人事管理上の差別待遇をしてはならない。
- (3) 削除 (2017. 11. 28)
- (4) 削除 (2017. 11. 28)

(職場内障害者認識改善教育)

第5条の2

- (1) 事業主は、障害者に対する職場内の偏見を除去することにより障害者である勤労者の安定した勤務条件をつくり、障害者である勤労者の採用が拡大することができるように障害者認識改善教育を実施しなければならない。
- (2) 事業主及び勤労者は、前項による障害者認識改善教育を受けなければならない。
- (3) 雇用労働部長官は、前2項による教育実施の結果に関する点検を行うことができる。
- (4) 雇用労働部長官は、第1項による事業主の障害者認識改善教育が円滑に行われるように、教育教材等を開発して普及させなければならない。
- (5) 第1項及び第2項による障害者認識改善教育の内容・方法及び回数等は、大統領令で定める。

[本条新設 2017. 11. 28]

(障害者認識改善教育の委託等)

第5条の3

- (1) 事業主は、障害者認識改善教育を雇用労働部長官が指定する機関（以下「障害者認識改善教育機関」という。）に委託することができる。
- (2) 障害者認識改善教育機関の長は、雇用労働部令で定めるところにより教育を実施しなければ

ならず、事業主及び障害者認識改善教育機関の長は、教育実施関連資料を3年間保管し、事業主及び被教育者が希望するときは、その資料を提示しなければならない。

- (3) 障害者認識改善教育機関は、雇用労働部令で定める講師を1人以上置かなければならない。
- (4) 雇用労働部長官は、障害者認識改善教育機関が次の各号いずれか一つに該当する場合は、その指定を取り消すことができる。ただし、第1号に該当する場合にはその指定を取り消さなければならない。
 1. 偽り又はその他の不正な方法により指定を受けた場合
 2. 正当な理由なく前項による講師を6ヶ月以上継続して置かなかつた場合
- (5) 雇用労働部長官は、前項により障害者認識改善教育機関の指定を取り消すには聴聞を行わなければならない。

[本条新設 2017. 11. 28]

(障害者の自立努力等)

第6条

- (1) 障害者は、職業人としての自覚を持ち、自ら能力開発・向上を図り、有能な職業人として自立するように努力しなければならない。
- (2) 障害者の家族又は障害者を保護している者は、障害者に関する政府の施策に協力しなければならない。ならず、障害者の自立を促進するために積極的に努力しなければならない。

(障害者雇用促進及び職業リハビリ基本計画等)

第7条

- (1) 雇用労働部長官は、関係中央行政機関の長と協議し、障害者の雇用促進及び職業リハビリのための基本計画（以下「基本計画」という。）を5年ごとにたてなければならない。（改正 2008. 2. 29、2009. 10. 9、2010. 6. 4、2016. 1. 27）
- (2) 前項の基本計画には、次の各号の事項が含まれていなければならない。（改正 2010. 6. 4、2016. 1. 27）
 1. 直前の基本計画に対する評価
 2. 障害者の雇用促進及び職業リハビリに関する事項
 3. 第68条による障害者雇用促進及び職業リハビリ基金に関する事項
 4. 障害者のための施設の設置・運営及び支援に関する事項
 5. その他の障害者の雇用促進及び職業リハビリのために雇用労働部長官が必要であると認める事項
- (3) 第1項の基本計画、障害者の雇用促進及び職業リハビリに関する重要事項は、「雇用政策基本法」第10条による雇用政策審議会（以下「雇用政策審議会」という。）の審議を経なければならない。（改正 2009. 10. 9）
- (4) 削除（2009. 10. 9）

(5) 削除 (2009. 10. 9)

(6) 削除 (2009. 10. 9)

(教育部及び保健福祉部との連携)

第 8 条

(1) 教育部長官は、「障害者等に対する特殊教育法」による特殊教育対象者の就職を促進するために必要であると認めるときは、職業教育内容等に関して雇用労働部長官と協議を行わなければならない。
(改正 2008. 2. 29、2009. 10. 9、2010. 6. 4、2013. 3. 23)

(2) 保健福祉部長官は、職業リハビリ事業等が効率的に推進されるように、雇用労働部長官と緊密に協力しなければならない。
(改正 2008. 2. 29、2010. 1. 18、2010. 6. 4)

[題名改正 2008. 2. 29、2010. 1. 18、2013. 3. 23]

第 2 章 障害者雇用促進及び職業リハビリ

(障害者職業リハビリ実施機関)

第 9 条

(1) 障害者職業リハビリ実施機関（以下「リハビリ実施機関」という。）は、障害者に対する職業リハビリ事業に関して多様なものを開発し、障害者に直接提供しなければならない。特に重症障害者の自立能力を高めるための職業リハビリ実施に積極的に努力しなければならない。

(2) リハビリ実施機関は、次の各号のいずれか一つに該当するものとする。

(改正 2009. 10. 9、2010. 6. 4、2012. 1. 26)

1. 「障害者等に対する特殊教育法」第 2 条第 10 号による特殊教育機関
2. 「障害者福祉法」第 58 条第 1 項第 2 号による障害者地域社会リハビリ施設
3. 「障害者福祉法」第 58 条第 1 項第 3 号による障害者職業リハビリ施設
4. 「障害者福祉法」第 63 条による障害者福祉団体
5. 「勤労者職業能力開発法」第 2 条第 3 号による職業能力開発訓練施設
6. その他の雇用労働部令で定める機関であった雇用労働部長官が障害者に対する職業リハビリ事業を遂行する能力があると認める機関

(職業指導)

第 10 条

(1) 雇用労働部長官及び保健福祉部長官は、障害者がその能力に適合した職業に就くことができるようにするために、障害者に対する職業相談、職業適正検査及び職業能力評価等を実施し、雇用情報を提供する等職業指導を行わなければならない。

(改正 2008. 2. 29、2010. 1. 18、2010. 6. 4)

(2) 雇用労働部長官及び保健福祉部長官は、障害者がその能力に適合した職業生活を送ることができるようにするために、障害者に適合した職種開発に努めなければならない。

(改正 2008. 2. 29、2010. 1. 18、2010. 6. 4)

(3) 雇用労働部長官及び保健福祉部長官が第1項による職業指導を行う場合に、特に専門的知識及び技術が必要であると認められるときは、これをリハビリ実施機関等関係専門機関に依頼し、その費用を支給することとすることができる。

(改正 2008. 2. 29、2010. 1. 18、2010. 6. 4)

(4) 雇用労働部長官及び保健福祉部長官は、職業指導を実施し、又はしようとする者に対して必要な費用を融資・支援することができる。

(改正 2008. 2. 29、2010. 1. 18、2010. 6. 4)

(5) 前2項による費用の支給及び融資・支援の基準等必要な事項は、大統領令で定める。

(職業適応訓練)

第11条

(1) 雇用労働部長官及び保健福祉部長官は、障害者がその希望・適性・能力等に適合した職業生活を送ることができるようにするために必要であると認められるときは、職業環境に適応させるための職業適応訓練を実施することができる。

(改正 2008. 2. 29、2010. 1. 18、2010. 6. 4)

(2) 雇用労働部長官及び保健福祉部長官は、前項による職業適応訓練の効率的な実施のために必要であると認められるときは、その訓練基準等を別に定めることができる。

(改正 2008. 2. 29、2010. 1. 18、2010. 6. 4)

(3) 雇用労働部長官及び保健福祉部長官は、障害者の職業能力開発・向上のために職業適応訓練施設又は訓練課程を設置・運営し、又はしようとする者に対して、必要な費用(訓練費を含む。)を融資・支援することができる。

(改正 2008. 2. 29、2010. 1. 18、2010. 6. 4)

(4) 雇用労働部長官及び保健福祉部長官は、職業適応訓練施設において職業適応訓練を受ける障害者に対して、訓練手当を支援することができる。

(改正 2008. 2. 29、2010. 1. 18、2010. 6. 4)

(5) 前2項による融資・支援の基準及び訓練手当の支給基準等の必要な事項は、大統領令で定める。

(職業能力開発訓練)

第12条

(1) 雇用労働部長官は、障害者がその希望・適性・能力等に適合した職業生活を送ることができるようにするために、障害者に職業能力開発訓練を実施しなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

(2) 雇用労働部長官は、障害者の職業能力開発・向上のために職業能力開発訓練施設又は訓練課程を設置・運営し、又はしようとする者に対して、必要な費用(訓練費を含む。)を融資・支援することができる。

(改正 2010. 6. 4)

(3) 雇用労働部長官は、職業能力開発訓練施設において職業能力開発訓練を受ける障害者に対して、訓練手当を支援することができる。 (改正 2010. 6. 4)

(4) 前2項による融資・支援の基準及び訓練手当の支給基準等の必要な事項は、大統領令で定める。

(支援雇用)

第13条

(1) 雇用労働部長官及び保健福祉部長官は、重症障害者のうち事業主が運営する事業場においては職務遂行が困難な障害者が職務を遂行できるように、支援雇用〔支援付き雇用〕を実施して必要な支援を行わなければならない。 (改正 2008. 2. 29、2010. 1. 18、2010. 6. 4)

(2) 前項による支援の内容及び基準等の必要な事項は、大統領令で定める。

(保護雇用)

第14条 国家及び地方自治体は、障害者のうち正常な作業条件では仕事を行うことが困難な障害者のために、特定の勤労環境を提供し、その勤労環境において仕事を行うことが出来るように保護雇用を実施しなければならない。

(就業あっせん等)

第15条

(1) 雇用労働部長官は、雇用情報に基づき、障害者の希望・適性・能力及び職種等を考慮し、障害者に適合した職業をあっせんしなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

(2) 雇用労働部長官は、障害者が職業生活を通じて自立することができるよう、障害者の雇用促進のための施策を講じなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

(3) 雇用労働部長官は、前2項による就業あっせん及び雇用促進を行うときに必要である場合は、その業務の一部をリハビリ実施機関等関係専門機関に依頼し、その費用を支給することとすることができる。 (改正 2010. 6. 4)

(4) 雇用労働部長官は、就業あっせん施設を設置・運営し、又はしようとする者に対して、必要な費用（就業あっせんのための支援金を含む。）を融資・支援することができる。

(改正 2010. 6. 4)

(5) 前2項による費用の支給及び融資・支援基準等の必要な事項は、大統領令で定める。

(就業あっせん機関間の連携等)

第16条

(1) 雇用労働部長官は、障害者の就職機会を拡大するため、就業あっせん業務を遂行するリハビリ実施機関間における求人・求職情報の交流及び障害者勤労者管理等の効率的な連携を図り、

第 43 条による韓国障害者雇用公団においてこれを総合的に集中管理することができるように、就業あっせんコンピュータ・ネットワーク構築等の措置を講じなければならない。

(改正 2009. 10. 9、2010. 6. 4)

- (2) 雇用労働部長官が前項による就業あっせんコンピュータ・ネットワーク構築等の措置を講じるときは、「職業安定法」第 2 条の 2 第 1 号による職業安定機関と連携するようにしなければならない。

(改正 2009. 10. 9、2010. 6. 4)

(自営業障害者支援)

第 17 条

- (1) 雇用労働部長官は、自営業を営もうとする障害者に対して、創業に必要な資金等を融資し、又は営業場所を賃貸することができる。
- (2) 前項による営業場所の年間賃貸料は、「国有財産法」にもかかわらず、その財産価額に 1 千分の 10 以上を乗じた金額で雇用労働部長官が定めるものとし、月割により又は日割によっても計算することができる。
- (3) 前 2 項による融資・賃貸の基準等の必要な事項は、雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 6. 4)

第 18 条 (障害者である勤労者支援) (1) 雇用労働部長官は、障害者である勤労者の安定した職業生活のために、必要な資金を融資することができる。

(改正 2010. 6. 4)

- (2) 前項による融資基準等の必要な事項は、雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 6. 4)

(就職後適応指導)

第 19 条

- (1) 雇用労働部長官及び保健福祉部長官は、障害者の職業安定のために必要であると認められるときは、事業場に雇用されている障害者に対して作業環境適応に必要な指導を実施しなければならない。
- (2) 前項による地図の内容等の必要な事項は、大統領令で定める。

(改正 2008. 2. 29、2010. 1. 18、2010. 6. 4)

(勤労支援者サービスの提供)

第 19 条の 2

- (1) 雇用労働部長官は、重症障害者の職業生活を支援する者（以下この条において「勤労支援者」という。）を派遣し、重症障害者が安定的・持続的に職業生活を行うことができるようにする等必要なサービスを提供することができる。
- (2) 前項による勤労支援者サービス提供対象者の選定及び取り消し、サービスの提供方法等必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2011. 3. 9]

(事業主に対する雇用指導)

第 20 条 雇用労働部長官は、障害者を雇用し、又は雇用しようとする事業主に必要であると認められるときは、採用、配置、作業補助具、作業設備又は作業環境その他の障害者の雇用管理についての技術的事項に関する指導を実施しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

(障害者雇用事業主に対する支援)

第 21 条

(1) 雇用労働部長官は、障害者を雇用し、又は雇用しようとする事業主に対して、障害者雇用に必要な次の各号の費用又は機器等を融資し、又は支援することができる。この場合において、重症障害者及び女性障害者を雇用し、又は雇用しようとする事業主を優待しなければならない。 (改正 2009. 10. 9、2010. 6. 4、2016. 2. 3)

1. 障害者を雇用するために必要な施設及び装備の購入・設置・修理等に係る費用
2. 障害者の職業生活に必要な作業補助工学機器又は装備等
3. 障害者の適正な雇用管理のために障害者職業生活相談員、作業指導員、韓国手話通訳者又は朗読者等を配置するために必要な費用
4. その他の前 3 号の規定に準ずる障害者の雇用のために必要な費用又は機器

(2) 雇用労働部長官は、障害者である事業主が障害者を雇用し、又は雇用しようとする場合は、当該事業主自身の職業生活に必要な作業補助工学機器又は装備等を支援することができる。 (新設 2011. 7. 25)

(3) 前 2 項による融資又は支援の対象及び基準等の必要な事項は、大統領令で定める。 (改正 2011. 7. 25)

(障害者標準事業場に対する支援)

第 22 条

(1) 雇用労働部長官は、障害者標準事業場を設立・運営し、又は設立しようとする事業主に対して、その設立・運営に必要な費用を融資し、又は支援することができる。 (改正 2010. 6. 4)

(2) 雇用労働部長官は、前項による融資又は支援をする場合において、次の各号の事業主を優待しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

1. 重症障害者及び女性障害者を雇用し、又は雇用しようとする事業主
2. 地方自治体から支援を受け、又は非営利法人若しくは他の民間企業から出資を受ける等地域社会の積極的な参加を通じて障害者標準事業場を設立・運営し、又は設立しようとする事業主

(3) 第 28 条第 1 項による障害者雇用義務がある事業主が、障害者標準事業場を発行株式総数又は

出資総額等大統領令で定める基準により実質的に支配している場合は、第 28 条・第 29 条及び第 33 条を適用するときは、その障害者標準事業場に雇用される勤労者を当該事業主が雇用する勤労者数（ただし、女性・重症障害者以外の障害者は、その総数の 2 分の 1 に該当する数とする。その数において小数点以下の端数は切り上げる。）に含み、当該障害者標準事業場を当該事業主の事業場とみなす。（新設 2007. 7. 13、2009. 10. 9）

(4) 前項にもかかわらず、障害者雇用義務がある 2 以上の事業主が障害者標準事業場の株式を所有し、又は出資している場合は、その比率に該当する勤労者数（その数に小数点以下の端数がある場合は、切り捨てる。）を当該事業主が雇用している勤労者数に含む。ただし、障害者雇用義務がある 2 以上の事業主のうち前項にともなう実質的支配事業主がある場合は、障害者雇用義務がある他の事業主が株式を所有し、又は出資した比率に該当する勤労者数を除いた残りの勤労者数を実質的支配事業主が雇用する勤労者数に含む。（新設 2011. 3. 9）

(5) 第 1 項と第 2 項による融資又は支援の基準等の必要な事項は、大統領令で定める。

（改正 2007. 7. 13、2011. 3. 9、2012. 12. 18）

（不公正取引行為禁止に関する特例）

第 22 条の 2 前条第 3 項により障害者標準事業場を実質的に支配している事業主が、大統領令で定めるところにより事前に公開した合理的な基準により当該障害者標準事業場を支援する場合にあっては、「独占規制及び公正取引に関する法律」第 23 条第 1 項第 7 号による不公正取引行為に該当しないとみなす。 [本条新設 2012. 12. 18]

（障害者標準事業場生産品の優先購買等）

第 22 条の 3

(1) 「中小企業製品購買促進及び販路支援に関する法律」第 2 条第 2 号による公共機関（以下この条において「公共機関」という。）の長は、物品・サービスに関する契約を締結する場合は、障害者標準事業場で生産した物品及び提供するサービス（以下「障害者標準事業場生産品」という。）を優先して購買しなければならない。

(2) 公共機関の長は、障害者標準事業場生産品の購買計画及び前年度購買実績を、大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官に提出しなければならない。この場合において、購買計画には公共機関別総購買額（物品及びサービスに対する総購買額をいうものとし、工事費用は除く。）の 100 分の 1 の範囲内で雇用労働部長官が定める比率以上に該当する障害者標準事業場生産品の購買目標を提示しなければならない。

(3) 公共機関の長は、障害者標準事業場生産品を随意契約で購入することができる。この場合において、随意契約の手続き及び方法等に関しては、「国家を当事者にする契約に関する法律」等関係法令による。

(4) 公共機関の長は、所属機関等に対する評価を実施する場合は、障害者標準事業場生産品の購

買実績を含まなければならない。

- (5) 雇用労働部長官は、購買計画の履行点検等のために、公共機関の長に対して障害者標準事業場生產品の購買実績の提出を求めることができる。この場合においては、公共機関の長は、特別な理由がない限り、これに従わなければならない。
- (6) 雇用労働部長官は、第2項により公共機関の長が提出した前年度購買実績及び当該年度の購買計画を大統領令で定めるところにより雇用労働部インターネット・ホームページに掲示しなければならない。 (新設 2016. 12. 27)

[本条新設 2012. 12. 18]

(障害者標準事業場の認証及び認証取り消し)

第22条の4

- (1) 障害者標準事業場を運営しようとする者は、第2条第8号の基準を備えて雇用労働部長官の認証を受けなければならない。
- (2) 雇用労働部長官は、障害者標準事業場が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、前項による認証を取り消すことができる。ただし、第1号に該当する場合には認証を取り消さなければならない。
1. 偽り又はその他の不正な方法で認証を受けた場合
 2. 第2条第8号の基準を備えることができなくなった場合
 3. 避けられない経営上の理由等により、雇用労働部長官に認証の取り消しを要請した場合
- (3) 雇用労働部長官は、第1項により障害者標準事業場を認証し、又は第2項により認証を取り消した場合は、これを公告しなければならない。
- (4) 第1項と第2項による障害者標準事業場認証、認証取り消しの方法及び手続き等必要な事項は、雇用労働部令で定める。
- (5) 第1項により認証を受けていない者は、障害者標準事業場又はこれと類似の名称を使用してはならない。
- (6) 第1項により認証を受けた者は、他の者に自らの姓名又は商号を用いて障害者標準事業場を運営させ、又は認証書を貸与してはならない。

[本条新設 2012. 12. 18]

(不当融資又は支援金等の徴収及び支給制限等)

第23条

- (1) 雇用労働部長官は、第21条又は第22条により融資又は支援を受けた者が、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、当該融資又は支援を取り消し、その金額又は支援に相応する金額を徴収しなければならない。
1. 偽り又はその他の不正な方法で融資又は支援を受けた場合

2. 同一の事由により国家又は地方自治体（委託された機関を含む。）から重複して融資又は支援を受けた場合
 3. 同一の事由により第2項による是正要求を2回以上受けても是正しない場合
 4. 融資又は支援の取り消しを要請する場合
- (2) 雇用労働部長官は、第21条又は第22条により融資又は支援を受けた者が、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、期間を定めて是正を要求することができる。
1. 融資又は支援のための条件を履行しない場合
 2. 融資又は支援金を第21条第1項各号、同条第2項及び第22条第1項による事業の目的に合うように執行しない場合
 3. その他の雇用労働部長官が定めて告示する場合
- (3) 雇用労働部長官は、第1項各号のいずれか一つに該当する場合は、その事実があった日から3年間、融資又は支援を制限することができる。
- (4) 前3項の規定による取り消し、徴収、是正要求及び支給制限等に必要な事項は、雇用労働部令で定める。

[条文改正 2012. 12. 18]

(障害者雇用優秀事業主に対する優待)

第24条

- (1) 雇用労働部長官は、障害者の雇用に模範となる事業主を、障害者雇用優秀事業主として選定し、事業を支援する等の措置(以下「優待措置」という。)を行うことができる。(改正 2010. 6. 4)
- (2) 国家、地方自治体又は「公共機関の運営に関する法律」第4条による公共機関の長は、工事・物品・サービス等の契約を締結する場合は、障害者雇用優秀事業主を優待することができる。(新設 2017. 11. 28)
- (3) 前2項による障害者雇用優秀事業主の選定・優待措置等に必要な事項は、大統領令で定める。(改正 2017. 11. 28)

(事業主に対する資料提供)

第25条 雇用労働部長官は、障害者を雇用し、又は雇用しようとする事業主に対し、障害者の身体的・精神的条件、職業能力等に関する情報、その他の資料を提供しなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

(障害者実態調査)

第26条

- (1) 雇用労働部長官は、障害者の雇用促進及び職業リハビリのために、毎年1回以上、障害者の就職職種・勤労形態・勤続期間・賃金水準等の雇用現況及び障害者勤労者の産業災害の現況に

関して、全国的な実態調査を実施しなければならない。 (改正 2010. 6. 4, 2017. 11. 28)

- (2) 前項による実態調査に含めなければならない事項並びに実態調査の方法及び手続き等は、雇用労働部令で定める。 (新設 2017.11.28)

[条文改正 2007. 7. 13]

第 2 章の 2 障害者技能競技大会開催等 (新設 2017.4.18)

(障害者技能競技大会の開催)

第 26 条の 2

- (1) 雇用労働部長官及び特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事又は特別自治道知事は、社会及び企業の障害者雇用に対する関心を促し、障害者の技能を向上させるために、障害者技能競技大会を開催することができる。
- (2) 雇用労働部長官は、前項による障害者技能競技大会の開催に必要な費用の一部を支援することができる。
- (3) 第 1 項による障害者技能競技大会の参加資格等参加及び開催に必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2017.4.18.]

(国際障害者技能オリンピック大会の開催等)

第 26 条の 3

- (1) 雇用労働部長官は、障害者の国際交流を通じて技能水準を向上させて社会参加を増進させるために、国際障害者技能オリンピック大会に選手団を派遣し、又は国内で大会を開催することができる。
- (2) 前項による国際障害者技能オリンピック大会に参加する選手の選抜基準等参加及び開催に必要な事項は、大統領令で定める。
- (3) 雇用労働部長官は、国内で開催される第 1 項による国際障害者技能オリンピック大会の準備及び運営のために必要である場合は、関係中央行政機関及び地方自治体並びにその他の「公共機関の運営に関する法律」による公共機関等法人・機関・団体に行政的・財政的支援を要請することができる。

[本条新設 2017.4.18.]

第 3 章 障害者雇用義務及び負担金

(国家及び地方自治体の障害者雇用義務)

第 27 条

- (1) 国家及び地方自治体の長は、障害者を所属公務員定員に対し次の各号の区分に該当する比率以上雇用しなければならない。 (改正 2016. 12. 27)
1. 2017年1月1日から2018年12月31日まで：1千分の32
 2. 2019年以後：1千分の34
- (2) 国家及び地方自治体の各試験の実施機関（以下「各級機関」という。）の長は、新規採用試験を実施するときは、新規採用人員に対し障害者を前項各号の区分による当該年度の比率（障害者である公務員の数と同項各号の区分による当該年度の比率未満であるときは、その比率の2倍）以上採用するようにしなければならない。 (改正 2016. 12. 27)
- (3) 任用権を委任された機関の長は、公開採用をせずに公務員を募集する場合も、前項を準用する。
- (4) 第1項及び第2項は、公安職群公務員、検事、警察・消防・警護公務員及び軍人等については適用しない。ただし、国家及び地方自治体の長は、本文に規定された公安職群公務員等についても障害者が雇用されるように努めなければならない。
- (5) 第2項及び第3項による採用試験及び募集に受験する障害者の受験上限年齢は、重症障害者である場合にあつては3歳、その他の障害者である場合にあつては2歳をそれぞれ延長する。
- (6) 次の各号のいずれか一つに該当する機関長は、所属各級機関の公務員採用計画を含んだ障害者公務員採用計画及びその実施状況を、大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官に提出しなければならない。 (改正 2010. 6. 4、2012. 12. 18)
1. 国会事務総長、法院行政処長、憲法裁判所事務局長、中央選挙管理委員会事務総長、中央行政機関の長等大統領令で定める国家機関の長
 2. 「地方自治法」による地方自治体の長
 3. 「地方教育自治に関する法律」によるともなう教育長
- (7) 雇用労働部長官は、前項による障害者公務員採用計画が適切でない認められるときは、障害者公務員採用計画を提出した者にその計画の変更を求めることができ、第1項による雇用義務の履行実績が顕著に振るわないときは、その旨を公表することができる。 (改正 2010. 6. 4)

(事業主の障害者雇用義務)

第28条

- (1) 常時50人以上の勤労者を雇用する事業主（建設業で勤労者数を確認することが困難な場合にあつては、工事実績額が雇用労働部長官が定めて告示する金額以上の事業主）は、その勤労者の総数（建設業で勤労者数を確認することが困難な場合にあつては、大統領令で定めるところにより、工事実績額を勤労者の総数に換算する。）の100分の5の範囲内において大統領令で定める比率（以下「義務雇用率」という。）以上に相当する数（その数の小数点以下の端数は切り捨てる。）の障害者を雇用しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

- (2) 前項にもかかわらず、特定の障害者の能力に適合すると認められる職種については、障害者を雇用しなければならない比率を大統領令で別に定めることができる。この場合は、その比率は義務雇用率とはみなさない。
- (3) 義務雇用率は、全人口のうちの障害者の比率、全勤労者総数に対する障害者である勤労者の比率、障害者失業者数等を考慮し、5年ごとに決める。
- (4) 第1項による常時雇用する勤労者数及び建設業についての工事実績額算定に必要な事項は、大統領令で定める。

※大統領令

(事業主の義務雇用率)

第25条 法第28条第1項による障害者雇用義務がある事業主の障害者常時勤労者義務雇用率は次の各号のとおりとする。ただし、事業主が法第9条第2項第3号による障害者職業リハビリ施設を直接設置・運営する場合は、この施設の障害者である勤労者を事業主が雇用しなければならない障害者数に含む。

(改正 2009. 12. 31, 2014. 12. 3)

1. 2015年1月1日から2016年12月31日まで:1千分の27
2. 2017年1月1日から2018年12月31日まで:1千分の29
3. 2019年以後:1千分の31

(特定障害者の雇用比率等)

第26条 法第28条第2項により特定の障害者の能力に適合すると認められる職種及びこれに関して該当する特定障害者の範囲並びに雇用比率は、別表1のとおりとする。

※あんま業について、重度の視覚障害者の雇用比率が定められている。

(公共機関障害者義務雇用率の特例)

第28条の2 前条にかかわらず、「公共機関の運営に関する法律」による公共機関、「地方公企業法」による地方公社、地方公団、及び「地方自治体出資・出捐機関の運営に関する法律」による出資機関・支援機関は、常時雇用している勤労者数対し障害者を次の各号の区分に応じて当該比率以上雇用しなければならない。この場合において、義務雇用率に該当する障害者数を計算するときは、小数点以下は切り捨てる。

1. 2017年1月1日から2018年12月31日まで:1千分の32
2. 2019年以後:1千分の34

[条文改正 2016. 12. 27]

(障害者雇用人員算定の特例)

第28条の3 第27条・第28条・第28条の2・第29条及び第33条により障害者雇用人員を算定する場合において、重症障害者の雇用はその人員の2倍に相当する障害者の雇用とみなす。ただ

し、所定勤務時間が大統領令で定める時間未満の重症障害者は、この限りでない。

[本条新設 2009. 10. 9]

(事業主による障害者雇用計画の樹立等)

第 29 条

- (1) 雇用労働部長官は、事業主に対し、大統領令で定めるところにより、障害者の雇用に関する計画及びその実施状況記録を作成して提出するように命じることができる。(改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、前項による計画が適切でないと認めるときは、事業主にその計画の変更を命じることができる。(改正 2010. 6. 4)
- (3) 雇用労働部長官は、第 28 条第 1 項による事業主が、正当な理由なく障害者雇用計画の樹立義務又は障害者雇用義務を著しく履行しないときは、その旨を公表することができる。(改正 2010. 6. 4)

(障害者雇用奨励金の支給)

第 30 条

- (1) 雇用労働部長官は、障害者の雇用促進及び職業安定のために、障害者を雇用した事業主(第 28 条第 1 項を適用されない事業主を含む。)に雇用奨励金を支給できる。(改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用奨励金は、毎月、常時雇用している障害者数から、義務雇用率(第 28 条第 1 項を適用されない事業主に雇用奨励金を支給するときも同じ比率を適用する。)により雇用しなければならない障害者総数(その数の小数点以下は切り上げる。)を差し引いた数に第 3 項による支給単価を乗じて得られる金額とする。ただし、第 33 条により拠出する負担金がある場合は、その金額を差し引いた金額とする。
- (3) 雇用奨励金の支給単価及び支給期間は、雇用労働部長官が、「最低賃金法」により月単位で換算した最低賃金額の範囲内で、第 33 条第 3 項による負担基礎額、障害者雇用負担金納付義務の適用の有無、その障害者である勤労者に支給する賃金、雇用期間及び障害程度等を考慮して、異ならせて定めることができる。この場合において、重症障害者及び女性障害者に関しては、優待して取り扱わなければならない。(改正 2009. 10. 9、2010. 6. 4)
- (4) 「雇用保険法」及び「産業災害補償保険法」による支援金及び奨励金の支給対象となっている障害者である勤労者並びにその他の障害者雇用促進及び職業安定のために国家又は地方自治体から支援を受けている等大統領令で定める障害者である勤労者に対しては、大統領令で定めるところにより、雇用奨励金の支給を制限することができる。(改正 2009. 10. 9)
- (5) 第 1 項による雇用奨励金の支給及び請求に必要な事項は大統領令で定め、その支給時期・手続き等に必要な事項は雇用労働部長官で定める。(改正 2010. 6. 4)

(不当利得金の徴収及び支給制限)

第 31 条

- (1) 雇用労働部長官は、前条による雇用奨励金を受けた者が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、各号により支給した金額を徴収しなければならない。ただし、第 1 号の場合には支給した金額の 5 倍の範囲内において雇用労働部令で定める金額を追加で徴収しなければならない。
(改正 2010. 6. 4、2011. 3. 9)
1. 偽り又はその他の不正な方法により雇用奨励金を受けた場合
 2. その他の誤って支給された雇用奨励金がある場合
- (2) 第 1 項各号以外の部分端緒にともなう追加徴収において偽りやその他の不正な方法で雇用奨励金の支給申請をした日から 3 カ月以内に進んでその不正行為を申告した者に対しは追加徴収を免除することができる。
- (3) 雇用労働部長官は雇用奨励金を偽りやその他の不正な方法で支給されたり受けようとした者に対しは 1 年間の雇用奨励金を支給しない。ただし、雇用奨励金を受けた日から 3 年が過ぎた場合にはそうでない。
(改正 2010. 6. 4、2011. 3. 9)
- (4) 第 3 項を適用するという事において雇用奨励金の支給制限期間は雇用労働部長官が支給制限をした日から起算する。
(新設 2011. 3. 9)

第 32 条 (報奨金) 偽り又はその他の不正な方法により第 30 条による雇用奨励金を支給された者を、地方雇用労働官署、第 43 条による韓国障害者雇用公団又は捜査機関に申告し、又は告発した者には、大統領令で定めるところにより、報奨金を支給できる。

(改正 2009. 10. 9、2010. 6. 4)

(国家及び地方自治体等の障害者雇用負担金の納付等)

第 32 条の 2

- (1) 第 27 条第 6 項各号による機関のうち同条第 1 項による義務雇用率に満たない障害者である公務員を雇用する機関の長は、毎年、雇用労働部長官に障害者雇用負担金（以下「負担金」という。）を納付しなければならない。
- (2) 負担金の納付に関しては、第 33 条第 2 項から第 11 項まで、第 33 条の 2、第 34 条から第 36 条まで、第 38 条から第 40 条まで、第 41 条（同条第 1 項第 6 号及び第 2 項第 5 号を除く。）並びに第 42 条（同条第 1 号を除く。）を準用する。この場合において、「事業主」は「第 27 条第 6 項各号による機関の長」と、「義務雇用率」は「第 27 条第 1 項による義務雇用率」と、「勤労者」は「公務員」とそれぞれみなす。

[本条新設 2016. 12. 27.]

[施行日：2020. 1. 1] 第 32 条の 2

(事業主の負担金の納付等)

第 33 条

- (1) 義務雇用率に満たない障害者を雇用する事業主（常時 50 人以上 100 人未満の勤労者を雇用する事業主は除く。）は、大統領令で定めるところにより、毎年、雇用労働部長官に負担金を納付しなければならない。（改正 2010. 6. 4、2016. 12. 27）
- (2) 負担金は、事業主が義務雇用率により雇用しなければならない障害者総数から、毎月、常時雇用している障害者数を差し引いた数に、次項による負担基礎額を乗じて得られる金額の年間合計額とする。（改正 2009. 10. 9）
- (3) 負担基礎額は、障害者を雇用する場合に、毎月、必要となる次の各号の費用の平均額を基礎として、雇用政策審議会の審議を経て「最低賃金法」により月単位に換算した最低賃金額の 100 分の 60 以上の範囲内で、雇用労働部長官が定めて告示するものとし、障害者雇用率（毎月常時雇用している勤労者の総数に対する雇用している障害者総数の比率）に応じて負担基礎額の 2 分の 1 以内の範囲内で加算することができる。ただし、障害者を常時 1 人以上雇用しない月がある場合は、その月に対する事業主の負担基礎額は、「最低賃金法」により月単位に換算した最低賃金額とする。（改正 2009. 10. 9、2010. 6. 4、2011. 3. 9）
1. 障害者を雇用する場合に必要な施設・装備の設置、修理に係る費用
 2. 障害者の適正な雇用管理のための措置に必要な費用
 3. その他の障害者を雇用するために特に掛かる費用等
- (4) 雇用労働部長官は、第 22 条の 4 第 1 項により認証を受けた障害者標準事業場又は「障害者福祉法」第 58 条第 1 項第 3 号の障害者職業リハビリ施設に請け負わせてその生産品の納品を受ける事業主に対して、負担金を減免することができる。（改正 2010. 6. 4、2016. 12. 27）
- (5) 事業主は、次の年度の 1 月 31 日（年度の途中で事業を止め、又は終わらせた場合は、その事業を止め、又は終わらせた日から 60 日）までに、雇用労働部長官に対して、負担金算出に必要な事項として大統領令で定める事項を記載して申告を行い、当該年度の負担金を納付しなければならない。（改正 2009. 10. 9、2010. 6. 4、2011. 7. 25）
- (6) 雇用労働部長官は、事業主が前項で定めた期間内に申告をしなかったときは、これを調査して負担金を徴収することができる。（改正 2009. 10. 9、2010. 6. 4、2016. 12. 27）
- (7) 雇用労働部長官は、第 5 項により負担金を申告（次項による修正申告を含む。以下この条において同じ。）し、又は納付した事業主が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、これを調査して該当事業主が納付しなければならない負担金を徴収することができる。（改正 2016. 12. 27）
1. 事業主が申告した負担金が実際に納付しなければならない金額に満たない場合
 2. 事業主が納付した負担金が申告した負担金に満たない場合
 3. 事業主が申告した負担金を納付しない場合
- (8) 事業主は、第 5 項により申告した負担金が実際に納付しなければならない負担金に満たないときは、当該年度 2 月末日までに大統領令で定めるところにより修正申告をし、その負担金の

差額を追加で納付することができる。（新設 2016. 12. 27）

- (9) 雇用労働部長官は、事業主が納付した負担金が実際に納付しなければならない負担金を超過するときは、大統領令で定めるところにより、その超過した金額に大統領令で定める利率により算定した金額を加算して払い戻さなければならない。

〈新設 2016. 12. 27.〉

- (10) 負担金は、大統領令で定めるところにより、分割納付をすることができる。この場合において、分割納付ができる負担金を第 5 項による納付期限に全額納付する場合には、その負担金額の 100 分の 5 以内の範囲において大統領令で定める金額を控除することができる。

（改正 2016. 12. 27）

- (11) 第 4 項による請負の基準、その他の負担金減免の要件・基準等に必要な事項は、雇用労働部長官が定める。（改正 2010. 6. 4, 2016. 12. 27）

[題名改正 2016. 12. 27]

（クレジットカード等による負担金等の納付）

第 33 条の 2

- (1) 負担金及びこの法律によるその他の徴収金（以下この条で「負担金等」という。）の納付義務者は、負担金等の納付を代行することができるように大統領令で定めるクレジットカード会社等（以下この条で「負担金等納付代行機関」という。）を通じてクレジットカード、直払いカード等（以下この条で「クレジットカード等」という。）で負担金等を納付することができる。
- (2) クレジットカード等で負担金等を納付する場合には、負担金等納付代行機関の承認日を負担金等の納付日とみなす。
- (3) 負担金等納付代行機関は、納付義務者からクレジットカード等による負担金等の納付代行サービスの代価として手数料を受けることができる。
- (4) 負担金等納付代行機関の運営及び手数料等に必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2016. 12. 27.]

（負担金の優先適用）

第 33 条の 3 この法律は、国家及び地方自治体の長並びに事業主の負担金に関して、他の法律に優先して適用する。

[本条新設 2018. 10. 16.]

（負担金等過剰支払金の充当及び払い戻し）

第 34 条 雇用労働部長官は、事業主が負担金その他のこの法律による徴収金及び滞納処分費として納付した金額のうちで誤って納付された金額を払い戻ししようとするとき、又は第 30 条によ

り事業主に雇用奨励金を支給しなければならないときは、大統領令で定める順位により、納付しなければならない負担金その他のこの法律による徴収金にまず充当して、その残額を当該事業主に払い戻し、又は支給することができる。(改正 2010. 6. 4)

(加算金及び延滞金の徴収)

第 35 条

- (1) 雇用労働部長官は、第 33 条第 6 項及び第 7 項第 1 号により負担金を徴収するときは、事業主が納付しなければならない負担金の 100 分の 10 に相当する金額を加算金として徴収する。(改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、前項にもかかわらず、第 33 条第 8 項の修正申告により事業主が追加で納付する負担金の差額に対しては、前項による加算金の 100 分の 50 を減免することができる。(新設 2016. 12. 27)
- (3) 雇用労働部長官は、第 33 条による納付金の納付義務者が第 33 条第 5 項による納付期限までに負担金を納付しなかったときは、その延滞期間について 36 カ月を超過しない範囲内で、「銀行法」第 2 条による銀行の延滞利子率等を考慮して大統領令で定めるところにより、月単位で延滞金を徴収する。(改正 2010. 5. 17、2010. 6. 4、2016. 12. 27)
- (4) 前 3 項の規定による加算金又は延滞金は、その金額が小額であり、又は徴収が適切でない認められる等大統領令で定める場合には、徴収しない。(改正 2016. 12. 27)

(通知)

第 36 条 雇用労働部長官は、第 33 条第 6 項及び第 7 項にともなう徴収をしようとするときは、雇用労働部令で定めるところにより、納付義務者にその金額及び納付期限を書面で知らせなければならない。(改正 2010. 6. 4)

(督促及び滞納処分)

第 37 条

- (1) 雇用労働部長官は、負担金及びその他のこの法律による徴収金を納付義務者が納付しなかったときは、期限を定めて督促しなければならない。(改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、第 1 項により督促をする場合は、督促状を発行しなければならない。この場合において、10 日以上の納付期間を与えなければならない。(改正 2010. 6. 4)
- (3) 第 1 項により督促を受けた者がその納付期限まで負担金その他のこの法律による徴収金を納付しなかったときは、国税滞納処分の例により徴収することができる。(改正 2010. 6. 4)
- (4) 雇用労働部長官は、前項による滞納処分の例により差し押さえた財産の公売に専門知識が必要であり、又はその他の特殊な事情があり、直接公売することが適当でない認められるときは、大統領令で定めるところにより、「金融会社不良資産等の効率的処理及び韓国資産管

理公社の設立に関する法律」により設立された韓国資産管理公社（以下「公社」という。）にこれを代行させることができ、この場合において公売は、雇用労働部長官が行ったものとみなす。（改正 2010. 6. 4、2011. 5. 19）

（5）雇用労働部長官は、前項により公社が公売を代行したときは、雇用労働部令で定めるところにより、手数料を支給することができる。（改正 2010. 6. 4）

（6）第 4 項により公社が公売を代行する場合においては、公社の役員・職員は、「刑法」第 129 条から第 132 条までの規定を適用する場合、公務員であるとみなす。

（徴収優先順位）

第 38 条 負担金及びこの法律によるその他の徴収金（以下この条において「負担金等」という。）は、国税及び地方税を除き他の債権より優先して徴収する。ただし、負担金等の納付期限前に伝賃権・質権・抵当権又は「動産・債権等の担保に関する法律」による担保権の設定を登記し、又は登録した事実が証明される財産を売却し、その売却代金の内から負担金等を徴収する場合は、その伝賃権・質権・抵当権又は「動産・債権等の担保に関する法律」による担保権により担保された債権に関しては、この限りでない。 [条文改正 2012. 12. 18]

（書類の送達）

第 39 条 負担金及びその他のこの法律による徴収金に関する書類の送達に関しては、「国税基本法」第 8 条から第 12 条までの規定を準用する。

（消滅時効）

第 40 条 負担金及びその他のこの法律による徴収金を徴収し、又はその払い戻しを受ける権利及び雇用奨励金を受ける権利は、3 年間行使しないときは消滅時効が完成する。

（時効の中断）

第 41 条

（1）前条による消滅時効は、次の各号のいずれか一つに該当する理由により中断される。

（改正 2016. 12. 27）

1. 第 30 条による雇用奨励金の請求
2. 第 31 条第 1 項による雇用奨励金還収金の返還命令
3. 第 33 条第 9 項による負担金還付金の請求
4. 第 36 条による納付通知
5. 第 37 条による督促
6. 第 37 条による滞納処分手続きにより行われる交付請求
7. その他の「民法」が規定する時効中断理由

(2) 前項により中断された消滅時効は、次の各号のいずれか一つに該当する期間が経過した時から新たに進行する。ただし、同項第7号により中断された消滅時効の進行については、「民法」による。

1. 返還命令による納付期限
2. 負担金還付金の請求中の期間
3. 第36条により通知した納付期限
4. 督促による納付期限
5. 交付請求中の期間

(欠損処分)

第42条 雇用労働部長官は、滞納者に次の各号のいずれか一つに該当する理由があるときは、負担金及びその他のこの法律による徴収金を欠損処分することができる。 (改正 2010. 6. 4)

1. 滞納処分が終結し、滞納額に充当された配分金額が滞納額より少ないとき
2. 第40条により消滅時効が完成されたとき
3. その他大統領令で定めるところにより、徴収の可能性がないとき

第4章 韓国障害者雇用公団 (改正 2009. 10. 9)

(韓国障害者雇用公団の設立)

第43条

(1) 障害者が職業生活を通じて自立することができるように支援し、事業主の障害者雇用を専門的に支援するために、韓国障害者雇用公団 (以下「公団」という。) を設立する。

(改正 2009. 10. 9)

(2) 公団は、次の各号の事業を遂行する。 (改正 2010. 6. 4)

1. 障害者の雇用促進及び職業リハビリに関する情報の収集・分析・提供及び調査・研究
2. 障害者に対する職業相談、職業適性検査、職業能力評価等職業指導
3. 障害者に対する職業適応訓練、職業能力開発訓練、就業あっせん、就職後適応指導
4. 障害者職業生活相談員等専門要員の養成・研修
5. 事業主の障害者雇用環境改善及び雇用義務履行支援
6. 事業主及び関係機関に対する職業リハビリ及び雇用管理に関する技術的事項の指導・支援
7. 障害者の職業適応訓練施設、職業能力開発訓練施設及び障害者標準事業場の運営
8. 障害者の雇用促進のための就業あっせん機関の間の就業あっせんコンピュータ・ネットワークの構築・管理、広報・教育及び障害者技能競技大会等関連事業
9. 障害者雇用促進及び職業リハビリに関連した公共機関及び民間機関の間の業務連携及び支援

10. 障害者雇用に関する国際協力
 11. その他の障害者の雇用促進及び職業リハビリのために必要な事業及び雇用労働部長官又は中央行政機関の長が委託する事業
 12. 前各号の事業に付帯する事業
- (3) 公団は、前項による事業を効率的に遂行するために、雇用労働部長官の承認を受けて、法人又は団体にその業務の一部を委託することができる。 (改正 2010. 6. 4)
- [題名改正 2009. 10. 9]

第 44 条 (法人格) 公団は、法人とする。

(事務所)

第 45 条

- (1) 公団の主な事務所の所在地は、定款で定める。
- (2) 公団は、必要であると認めるときは、雇用労働部長官の承認を受けて、分事務所〔従たる事務所／支部〕を置くことができる。 (改正 2010. 6. 4)

(設立登記)

第 46 条

- (1) 公団は、主な事務所の所在地において設立登記をすることにより成立する。
- (2) 前項による設立登記及び分支所の設置・移転、その他の登記に必要な事項は、大統領令で定める。

(定款)

第 47 条

- (1) 公団の定款には、次の各号の事項を規定しなければならない。 (改正 2009. 10. 9)
 1. 目的
 2. 名称
 3. 主な事務所・分支所及び第 55 条による傘下機関の設置・運営
 4. 業務及びその執行
 5. 財産及び会計
 6. 役職員
 7. 理事会の運営
 8. 定款の変更
 9. 公告の方法
 11. 内部規定の制定・改正及び廃止

12. 解散

- (2) 公団の定款は、雇用労働部長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同じとする。 (改正 2010. 6. 4)

(役員任免)

第 48 条

- (1) 公団に理事長 1 人を含む 10 人以上 15 人以下の理事及び監事 1 人を置く。
(2) 理事長を含む理事 3 人は、常任とする。 (改正 2009. 10. 9)
(3) 役員任免については、「公共機関の運営に関する法律」第 26 条によるものとし、常任及び非常任理事のうちそれぞれ 3 分の 1 以上は、障害者を任命しなければならない。 (改正 2009. 10. 9)
(4) 削除 (2009. 10. 9)
(5) 削除 (2009. 10. 9)

(役員任期)

- 第 49 条 理事長の任期は 3 年とし、理事及び監事の任期は 2 年とし、1 年を単位として再任することができる。 (改正 2009. 10. 9)

(役員職務)

第 50 条

- (1) 理事長は、公団を代表して公団の業務を総括する。
(2) 理事長がやむを得ない理由によりその職務を遂行できないときは、定款で定めるところにより、常任理事のうち 1 人がその職務を代行し、常任理事がおらず、又はその職務を代行できないときは、定款で定める役員がその職務を代行する。 (改正 2009. 10. 9)
(3) 理事は、理事会に付議された案件を審議して議決に加わり、常任理事は、定款で定めるところにより公団の事務を執行する。 (新設 2009. 10. 9)
(4) 監事は、「公共機関の運営に関する法律」第 32 条第 5 項の監査基準により公団の業務及び会計を監査し、その意見を理事会に提出する。 (改正 2009. 10. 9)

(役員欠格事由)

- 第 51 条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、役員になることはできない。 (改正 2009. 10. 9)

1. 「国家公務員法」第 33 条各号の欠格事由に該当する者
2. 「公共機関の運営に関する法律」第 34 条第 1 項第 2 号に該当する者

(役員兼職制限)

第 52 条

- (1) 公団の常任役員及び職員は、その職務の他に営利を目的とする業務に従事することができない。
- (2) 常任役員がその任命権者及び推薦権者の許可を受けた場合並びに職員が理事長の許可を受けた場合は、非営利目的の業務を兼ねることができる。

[条文改正 2009. 10. 9]

(理事会)

第 53 条

- (1) 公団に「公共機関の運営に関する法律」第 17 条第 1 項各号の事項を審議・議決するために理事会を置く。
- (2) 理事会は、理事長を含む理事で構成する。
- (3) 理事長は、理事会の議長となる。
- (4) 理事会の会議は、議長又は在籍理事 3 分の 1 以上の要求で招集し、在籍理事の過半数の賛成により議決する。
- (5) 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

[条文改正 2009. 10. 9]

(職員の任免)

第 54 条 公団の職員は、定款で定めるところにより、理事長が任免する。この場合において、障害者の採用を考慮しなければならない。

(傘下機関)

第 55 条

- (1) 公団は、第 43 条第 2 項による事業を効率的に遂行するために、雇用労働部長官の承認を受けて、必要な傘下機関を置くことができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 公団の理事長は、傘下機関を指揮・監督する。
- (3) 傘下機関の設置、運営等に必要な事項は、公団の定款で定める。

(国有財産等の無償貸与)

第 56 条 国家は、公団の設立及び運営のために必要であるときは、「国有財産法」及び「物品管理法」により国有財産及び物品を公団に無償で貸与することができる。

(資金の借入)

第 57 条 公団は、第 43 条第 2 項による事業のために必要であるときは、雇用労働部長官の承認を

受けて、資金の借入（国際機構、外国政府又は外国人からの借入を含む。）を行うことができる。

（改正 2010. 6. 4）

（公団の会計）

第 58 条

（1）公団の事業年度は、政府の会計年度による。

（2）公団は、会計に関する規定を定め、雇用労働部長官の承認を受けなければならない。

（改正 2010. 6. 4）

（公団の収入）

第 58 条の 2 公団の収入は、次の各号のとおりとする。

1. 政府又は政府以外の者から受け入れた出資金又は寄付金
2. 第 68 条による障害者雇用促進及び職業リハビリ基金から受け入れた出資金
3. 第 57 条による借入金
4. その他の公団の収入金

[本条新設 2011. 7. 25]

第 59 条削除 (2009. 10. 9)

（予算の編成等）

第 60 条

（1）理事長は、会計年度ごとに「公共機関の運営に関する法律」第 46 条により樹立した経営目標及び同法第 50 条により通知された経営指針により、次の会計年度の予算案を編成し、次の会計年度が始まる前までに、理事会の議決を経るとともに雇用労働部長官の承認を受けて、予算を確定しなければならない。予算を変更する場合もまた同じ。 （改正 2010. 6. 4）

（2）公団は、前項により予算が確定したときは、直ちに理事会の議決を経て、その会計年度の予算に伴う運営計画を樹立し、その運営計画を予算が確定した後 2 カ月以内に雇用労働部長官に提出しなければならない。予算が変更され、運営計画を変更する場合も、また同じ。

（改正 2010. 6. 4）

[条文改正 2009. 10. 9]

（決算書の提出）

第 61 条 公団は、事業年度ごとに歳入・歳出決算書を作成し、監査院規則で定めるところにより、公認会計士又は「公認会計士法」第 23 条により設立された会計法人を選定して会計監査を受け、毎会計年度終了後 2 カ月以内に雇用労働部長官に提出しなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2009. 10. 9]

(余剰金の処理)

第 62 条 公団は、事業年度ごとに、事業年度後の決算の結果、余剰金が出たときは、繰り越し損失を補填した残余を次の年度に繰り越して使用することができる。

(手数料の徴収)

第 63 条 公団は、第 43 条第 2 項による事業に関し、手数料又はその他の実費を受けることができる。

(出資等)

第 64 条

- (1) 公団は、事業を効率的に遂行するために必要であるときは、第 43 条第 2 項第 7 号及び第 11 号の事業に出資し、又は出捐することができる。
- (2) 公団は、第 17 条による営業場所の賃貸を目的とする施設を管理・運営するために、雇用労働部長官の許可を受けて、管理機構を設立することができる。この場合は、管理機構は法人としなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 公団は、前項により設立された管理機構の業務に関して、指導・監督する。
- (4) 第 1 項及び第 2 項による出資・出演及び管理機構の設立に必要な事項は、大統領令で定める。

(業務の指導・監督)

第 65 条

- (1) 雇用労働部長官は、公団の業務を指導・監督する。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、公団に対し、業務・会計及び財産に関して必要な事項を報告させ、又はその他の必要な措置ができる。 (改正 2010. 6. 4)

(秘密漏洩等の禁止)

第 65 条の 2 公団の役員若しくは職員又はその職にあった者は、その職務上知り得た秘密を漏洩し、又は盗用してはならない。 [本条新設 2007. 12. 27]

(類似した名称の使用禁止)

第 66 条 公団ではない者は、韓国障害者雇用公団又はこれと類似した名称を使用できない。

(改正 2009. 10. 9)

(「民法」の準用)

第 67 条 公団に関しては、この法律及び「公共機関の運営に関する法律」に規定されたものの外は、「民法」中の財団法人に関する規定を準用する。(改正 2009. 10. 9)

第 5 章 障害者雇用促進及び職業リハビリ基金

(障害者雇用促進及び職業リハビリ基金の設置)

第 68 条 雇用労働部長官は、公団の運営、雇用奨励金の支給等障害者の雇用促進及び職業リハビリのための事業を遂行するため、障害者雇用促進及び職業リハビリ基金（以下「基金」という。）を設置する。(改正 2010. 6. 4)

(基金の財源)

第 69 条

(1) 基金は、次の各号の財源により造成する。

1. 政府又は政府以外の者からの出資金又は寄付金
2. 第 33 条及び第 35 条による負担金・加算金及び延滞金
3. 基金の運用により生じた収益金及びその他の公団収入金
4. 第 57 条による借入金
5. 次条による借入金

(2) 政府は、会計年度ごとに、前項第 1 号による出資金を歳出予算に計上しなければならない。

(借入金)

第 70 条 基金を支出するときに、資金が不足し、又は不足すると予想されるときは、基金の負担により金融機関及び他の基金その他の財源等から借入れができる。

(基金の用途)

第 71 条 基金は、次の各号に規定する費用の支給に使用する。(改正 2011. 7. 25)

1. 公団への出捐
2. 第 30 条による雇用奨励金
3. 障害者雇用促進及び職業リハビリ政策に関する調査・研究に必要な経費
4. 職業指導、職業適応訓練、職業能力開発訓練、就業あっせん又は障害者雇用のための施設及び設備の設置・修理に必要な費用の融資・支援
5. 障害者を雇用し、又は雇用しようとする事業主に対する費用・機器等の融資・支援
6. 障害者標準事業場を設立・運営し、又は設立・運営しようとする事業主に対する費用の融資・支援

7. 職業指導、就業あっせん、就職後適応地図を行う者に対する必要な経費の融資・支援
8. 障害者に対する職業適応訓練、職業能力開発訓練を行う者及びその障害者に対する訓練費・訓練手当
9. 自営業の障害者に対する創業資金の融資及び営業場所の賃貸、障害者である勤労者に対する職業生活安定資金等の融資
10. 事業主の障害者雇用管理のための障害者職業生活相談員等の配置に必要な経費
11. 第 70 条による借入金の償還金及び利子
12. この法律により障害者及び事業主等が金融機関から貸与を受けた資金の利差補填
13. 第 32 条による報奨金
14. その他の障害者雇用促進及び職業リハビリのために大統領令で定める事業に必要な費用及び第 1 号から第 10 号までの事業の遂行に伴う経費

(基金の運用・管理)

第 72 条

- (1) 基金は、雇用労働部長官が運用・管理する。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 基金の会計年度は、政府の会計年度による。
- (3) 基金を運用するときは、その収益が大統領令で定める水準以上になるようにしなければならない。次各号のいずれか一つに該当する方法により運用しなければならない。 (改正 2010. 5. 17)
 1. 「銀行法」又はその他の法律による銀行又は通信官署への預託
 2. 国家又は地方自治体が発行する債権の買入れ
 3. 「銀行法」又はその他の法律による銀行又はその他の大統領令で定める者がその支給〔償還〕を保証する債権の買入れ
 4. 「公共資金管理基金法」による公共資金管理基金への預託
 5. その他の大統領令で定める方法

(基金の会計機関)

第 73 条

- (1) 雇用労働部長官は、基金の収入及び支出に関する事務を行わせるために、所属公務員の中から基金収入徴収官、基金財務官、基金支出官及び基金出納公務員を任命する。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、第 82 条により公団に業務を委託した場合は、基金の出納業務遂行のために公団の常任理事の中から基金収入担当理事及び基金支出原因行為担当理事を、公団の職員の中から基金支出員及び基金出納員をそれぞれ任命しなければならない。この場合において、基金収入担当理事は基金収入徴収観の業務を、基金支出原因行為担当理事は基金財務官の業

務を、基金支出員は基金支出官の業務を、基金出納員は基金出納公務員の業務を、それぞれ遂行する。
(改正 2009. 10. 9、2010. 6. 4)

(資金口座の設置)

第 74 条 雇用労働部長官は、基金支出官により韓国銀行に基金口座を設置させなければならない。
(改正 2010. 6. 4)

第 6 章 補則

(障害者支援官の指定等)

第 74 条の 2

- (1) 27 条第 6 項各号による機関の長は、当該機関の障害者である公務員及び勤労者に対する勤労支援等の業務を効率的に遂行するために、その機関の所属公務員のうちから障害者支援官を指定しなければならない。この場合において、「障害者福祉法」第 12 条第 1 項により障害者政策責任官を指定した機関は、障害者支援官を指定したものとみなす。
- (2) 前項による障害者支援官の指定及び業務等に必要な事項は、国会規則、大法院規則、憲法裁判所規則、中央選挙管理委員会規則又は大統領令で定める。

[本条新設 2016. 12. 27]

(障害者職業生活相談員等)

第 75 条

- (1) 雇用労働部長官は、障害者の職業指導、職業適応訓練、職業能力開発訓練、就職後適応指導等障害者の雇用促進及び職業リハビリのための業務を担当する障害者職業生活相談員等専門の要員を養成しなければならない。
(改正 2010. 6. 4)
- (2) 大統領令で定める一定数以上の障害者勤労者を雇用する事業主は、前項による障害者職業生活相談員を置かなければならない。
- (3) 雇用労働部長官は、必要であると認められるときは、第 9 条第 2 項によるリハビリ実施機関から第 1 項による専門要員に対して協力要請があったときは、支援しなければならない。
(改正 2010. 6. 4)
- (4) 第 1 項による専門要員の種類・養成・配置・役割及び資格等の必要な事項は、雇用労働部令で定める。
(改正 2010. 6. 4)

※第 2 項の「一定数」は、10 人と定められている。

(報告及び検査等)

第 76 条

- (1) 雇用労働部長官は、障害者実態調査、障害者雇用義務の履行点検、雇用奨励金及び事業主に
対する各種支援、負担金徴収等の業務遂行のために必要であると認められるときは、関係公
務員に事業場に立ち入り、関係者に質問し、若しくは書類検査をさせ、又は必要な報告をす
るように行うことができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 前項により事業場に立ち入る公務員は、その権限を示す証票を携行し、これを関係者に示さ
なければならない。この場合において、証票は公務員証で代えることができる。

(税制支援)

第 77 条 第 69 条第 1 号による政府以外の者から受けた出資金又は寄付金、第 71 条第 2 号の雇用奨
励金並びに第 4 号から第 9 号まで及び第 14 号の支援に関しては、「租税特例制限法」で定め
るところにより租税を減免する。

(経費補助)

第 78 条 国家又は地方自治体は、障害者雇用促進事業を遂行する者に対して、それに要する費用の
全部又は一部を、大統領令で定めるところにより、補助することができる。

(国家及び地方自治体の義務雇用率に関する特例)

第 79 条

- (1) 第 28 条の規定にかかわらず、第 27 条第 6 項各号による機関の長は、公務員でない勤労者を
常時 50 人以上雇用する場合には、常時雇用している勤労者数に対し障害者を次の各号の区分
に応じて当該比率以上雇用しなければならない。この場合において、義務雇用率に該当する障
害者数を計算するときは、小数点以下は切り捨てる。
1. 2017 年 1 月 1 日から 2018 年 12 月 31 日まで : 1 千分の 29
 2. 2019 年以後 : 1 千分の 34
- (2) 前項により公務員でない勤労者を雇用する場合には、その勤労者に対し第 19 条の 2、第 21
条、第 29 条、第 33 条、第 33 条の 2、第 34 条から第 40 条まで、第 41 条 (同条第 1 項第 6 号
及び第 5 号を除く。) 及び第 42 条 (同条第 1 号を除く。) の規定を適用する。
- (3) 第 1 項による比率を算定する場合は、次の各号のいずれかに該当する者は、勤労者及び障害
者総数から除外する。
1. 「国家公務員法」第 26 条の 4 による修習勤務中である者
 2. 「国家公務員法」第 50 条第 1 項及び「地方公務員法」第 74 条第 1 項による教育訓練 (実
務修習を含む。) を受けている公務員任用予定者
 3. その他の国家及び地方自治体の福祉対策、失業対策等により雇用する者であって、雇用労
働部令で定める者

[条文改正 2016. 12. 27]

(協力)

第 80 条

- (1) 国家機関、地方自治体、リハビリ実施機関、その他の障害者に関連した機関及び団体は、障害者の雇用促進及び職業リハビリのために雇用労働部長官が実施する施策に協力しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、前項による施策を遂行する者（国家機関及び地方自治体を除く。）に対して必要な支援ができる。 (改正 2010. 6. 4)

(資料提供の要請等)

第 81 条

- (1) 雇用労働部長官は、障害者雇用促進及び職業リハビリ事業の効率的な運営のために必要であるときは、中央行政機関、地方自治体、その他の障害者の雇用促進及び職業リハビリ事業と関連する機関・団体の長に対し、必要な国税・地方税・所得・財産、健康保険・国民年金、出入国・住民登録・家族関係登録・障害者登録情報等に関して、大統領令で定める関連コンピュータ・ネットワーク又は資料の利用及び提供を要請することができる。 (改正 2010. 6. 4、2012. 12. 18)
- (2) 次条により雇用労働部長官の権限一部を委任され、又は委託された公団等は、負担金の賦課・徴収、障害者の雇用促進及び職業リハビリその他の委任され、又は委託された業務の遂行のために必要な国税・地方税・所得・財産、健康保険・国民年金、出入国・住民登録・家族関係登録・障害者登録情報等に関して大統領令で定める関連コンピュータ・ネットワーク又は資料の利用及び提供を、行政安全部・保健福祉部・国土交通部・国税庁・地方自治体等関係行政機関及び障害者雇用促進及び職業リハビリ事業と関連する機関・団体等の長に対し、要請することができる。 (改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25、2012. 12. 18、2013. 3. 23、2014. 11. 19、2017. 7. 26)
- (3) 雇用労働部長官及び次条により雇用労働部長官の権限の一部を委任され、又は委託された公団等は、前 2 項による資料の確認のために「社会福祉事業法」第 6 条の 2 第 2 項による情報システムを連係して使用することができる。 (新設 2012. 12. 18)
- (4) 第 1 項及び第 2 項により関連コンピュータ・ネットワーク又は資料の利用及び提供を要請された者は、正当な理由がないときは、これに従わなければならない。 (改正 2012. 12. 18)
- (5) 第 1 項から第 3 項までによる関連コンピュータ・ネットワーク又は資料を活用して業務を遂行した者は、第 1 項から第 3 項までにより提供された資料又は業務の遂行に伴い得られた情報を、この法律で定めた目的以外の用途に使用し、又は他の者若しくは機関に提供し、若しくは漏洩してはならない。 (新設 2012. 12. 18)

(6) 第1項及び第2項による関連コンピュータ・ネットワーク又は資料の利用及び提供に関しては、手数料・使用料等を免除する。(新設 2011. 7. 25、2012. 12. 18)

[題名改正 2012. 12. 18]

(権限の委任・委託)

第82条 この法律による雇用労働部長官の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を地方雇用労働官署の長、特別市長、広域市長、特別自治市長、道知事又は特別自治道知事に委任し、又は公団に委託することができる。(改正 2009. 10. 9、2010. 6. 4、2016. 12. 27)

(他の法律との関係)

第83条 この法律で定めのない事項は、「勤労基準法」、「職業安定法」、「勤労者職業能力開発法」等労働関係法による。

(罰則)

第84条 第31条第1項第1号による偽り又はその他の不正な方法により雇用奨励金を支給された者は、5年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

(罰則)

第84条の2 第65条の2に違反して、秘密を漏洩し、又は盗用した者は、2年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。[本条新設 2007. 12. 27]

(両罰規定)

第85条 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は個人の業務に関して第84条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は個人にも当該条文の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人が、その違反行為を防止するために当該業務に関して相当な注意及び監督を怠らなかった場合は、この限りでない。

[条文改正 2009. 10. 9]

(過怠金)

第86条

(1) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、1千万ウォン以下の過怠金を賦課する。

(改正 2012. 12. 18)

1. 第22条の4第5項に違反して、障害者標準事業場又はこれと類似の名称を使った者
2. 第22条の4第6項に違反して、他の人に自らの姓名又は商号を使って障害者標準事業場を運営させ、又は証明書を貸与した者

3. 第 29 条第 1 項又は第 2 項による命令に違反した者

(2) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、300 万ウォン以下の過怠金を賦課する。

(新設 2017. 11. 28)

1. 第 5 条の 2 第 1 項に違反して、障害者認識改善教育を実施しなかった者
2. 第 5 条の 3 第 2 項に違反して、障害者認識改善教育実施関連資料を 3 年間保管しなかった者

(3) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、200 万ウォン以下の過怠金を賦課する。

(改正 2017. 11. 28)

1. 第 33 条第 5 項による申告をせず、又は虚偽の申告をしたとき
2. 第 76 条第 1 項による検査を拒否・妨害・忌避したとき又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき

(4) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、100 万ウォン以下の過怠金を賦課する。

(改正 2017. 11. 28)

1. 第 66 条に違反したとき
2. 第 75 条第 2 項に違反したとき
3. 第 76 条第 1 項による質問に対し、返答を拒否・妨害・忌避し、又は虚偽の返答をしたとき

(5) 前 4 項の規定による過怠金は、大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官が賦課・徴収する。

(改正 2010. 6. 4, 2017. 11. 28)

(6) 削除 (2009. 10. 9)

(7) 削除 (2009. 10. 9)

(罰則適用での公務員擬制)

第 87 条 第 82 条によりこの法律の業務を委託されて行う公団の役員及び職員は、「刑法」第 129 条から第 132 条までの規定を適用する場合には、公務員とみなす。

付則 (法律第 8491 号、2007. 5. 25)

(施行日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 23 条、第 31 条、第 41 条第 1 項第 7 号及び同条第 2 項各号以外の部分ただし書きの改正規定は、公布後 3 カ月が経過した日から施行する。

(負担金賦課に関する特例)

第2条 法律第7154号（障害者雇用促進及び職業リハビリ法の一部を改正する法律）第27条の改正規定にもかかわらず、常時100人以上300人未満の勤労者を雇用する事業主に対しては、次の各号の区分により負担金を賦課する。

1. 常時200人以上300人未満の勤労者を雇用する事業主に対しは、2006年1月1日から負担金を賦課するものとし、2006年1月1日から5年間は、第33条第1項による負担金を2分の1減免する。
2. 常時100人以上200人未満の勤労者を雇用する事業主に対しては、2007年1月1日から負担金を賦課するものとし、2007年1月1日から5年間は、第33条第1項による負担金を2分の1減免する。

（負担金賦課における義務雇用率の適用除外率に関する特例）

第3条 法律第7568号（障害者雇用促進及び職業リハビリ法の一部を改正する法律）施行の際に、従前の第24条第1項による適用除外率の適用を受けていた業種については、2010年までは、第33条第1項による負担金を賦課するときは、次の年度別適用除外率表を適用する。

年度別適用除外率表（略）

（処分等に関する一般的経過措置）

第4条 この法律施行の際に、従前の規定による行政機関の行為又は行政機関に対する行為は、それに該当するこの法律による行政機関の行為又は行政機関に対する行為とみなす。

（罰則及び過怠金に関する経過措置）

第5条 この法律の施行の前に行われた行為については、罰則及び過怠金の規定を適用するときは、従前の規定による。

（他の法律の改正）

第6条 （略）

（他の法令との関係）

第7条 この法律の施行の際に、他の法令において従前の「障害者雇用促進及び職業リハビリ法」又はその規定を引用している場合は、この法律の中にそれに該当する規定があるときは、従前の規定に代えてこの法律又はこの法律の該当規定を引用したものとみなす。

付則（法律第13288号、2015.5.18）（国家公務員法）

（施行日）

第 1 条 この法律は、公布後 6 カ月が経過した日から施行する。ただし、・・・〈省略〉・・・付則
第 9 条は公布の日から・・・〈省略〉・・・施行する。

第 2 条から第 8 条まで 省略

第 9 条 (他の法律の改正)

(1) 障害者雇用促進及び職業リハビリ法の一部を次のとおり改正する。

第 79 条第 1 号中「見習勤務」を「修習勤務」に改める。

(2) 省略

付則 (法律第 13910 号、2016. 1. 27)

この法律は、公布後 6 カ月が経過した日から施行する。

付則 (法律第 13978 号、2016. 2. 3) (韓国手話言語法)

(施行日)

第 1 条 この法律は、公布後 6 カ月が経過した日から施行する。

(他の法律の改正)

第 2 条

(1) から (4) まで 省略

(5) 障害者雇用促進及び職業リハビリ法の一部を次のとおり改正する。

第 21 条第 1 項第 3 号中「手話通訳者」を「韓国手話通訳者」と改める。

(6) から (9) まで 省略

第 3 条 省略

付則 (法律第 14500 号、2016. 12. 27)

(施行日)

第 1 条 この法律は、2017 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条の 3 第 6 項、第 33 条第 8 項・

第9項、第33条の2第1項・第4項及び第74条の2第2項の改正規定は公布後6カ月が経過した日から施行し、第32条の2の改正規定は2020年1月1日から施行する。

(教育長の負担金納付に関する特例)

第2条 「地方教育自治に関する法律」による教育長が第32条の2第1項の改正規定による負担金を納付する場合には、当該改正規定の施行日から3年間、当該改正規定による負担金の2分の1を減免する。

(負担金の納付に関する経過措置)

第3条 この法律の施行前に負担金を納付していない事業主に関しては、第33条第6項の改正規定にかかわらず、従来の規定に従う。

付則 (法律第14789号、2017.4.18)

この法律は、公布後6カ月が経過した日から施行する。

付則 (法律第15851号、2018.10.16)

この法律は、公布の日から施行する。